

政 法 第 2 9 6 9 号  
答 申 第 3 8 8 号  
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年1月10日付け県生第681号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第471号

平成23年11月8日付けで異議申立人から提起された、平成23年9月20日付け県生  
第486号で行った行政文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、第3の1(1)から(3)までに掲げる事項について、改めて開示請求に係る行政文書を保有していないとして行政文書不開示決定をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年9月20日付け県生第486号で行った行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、対象文書の全部又は一部を開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一般的な行政実務を考えると、開示決定された文書のみで円滑な施策及び各種事務が行えるとは到底考えられず、著しく不自然である。

特に、引継書、マニュアル及び解説書等が全く存在しないのは、実施機関の管轄する区域内に大型のイベント会場が複数存在し、かつ、多様なイベントが恒常的に開催されている実態、そして実施機関はそれらに対して必要に応じた施策及び助言等を実施する職務があることを併せて考えると、到底考えられない。

よって、異議申立人に開示された文書に加えて、これらの文書についても加えて開示すべきである。

- (2) 同人イベントについては、「コミックマーケット」の名称で、東京国際展示場において毎年2回開催されているが、平成23年12月に行われた「コミックマーケット81 第三回拡大準備集会」における質疑応答での主催者の言葉から、現在は幕張メッセにおいて開催することが実質的に不可能であるという認識を持っていること

がうかがわれる。

そして、現に幕張メッセでは、コミックマーケット又はそれに準ずるイベントが開催されていることは確認できず、意図的に千葉県内での開催が忌避されていることが推認される。

よって、行政から過去に主催者又は千葉県内の施設に対して何らかの指導や要請がなされ、それが現在まで尾をひいて千葉県内での開催が忌避されている可能性は十分にあり、この検証には本件において異議申立人が開示請求を行った行政文書が不可欠である。よって、本件の開示請求文書が本当に全くの不存在であるかについて結論を出すには、殊更慎重な検証が必要であると思量する。

- (3) 実施機関は、本件情報公開請求文書が存在しない理由について、その主な理由を「千葉県青少年健全育成条例の規定は同人イベントの開催を規制するものではないため、存在しない」と結論づけているが、法令に基づく根拠がなくとも、行政による要請等が行われることは現に枚挙に暇なく実態として存在する。

よって、「法令による根拠がないから存在しない」旨の説明は、なんらの根拠にならない。

本来理由として説明すべきは、法令のみではなく当時の青少年に関する行政施策がどのように運用されていたかであり、この点において実施機関の提出した理由説明書は、当該文書不存在を説明するには著しく不十分であるといわざるを得ない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成23年8月18日付けで次に掲げる事項を請求内容とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 開示請求書に添付した記事（以下「本件記事」という。）に記述される「同人イベントの追放政策」について、千葉県が必要を認めてから施策を決定するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、行った施策および関係各方面に行った指導等の内容がわかる全ての記録（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）および書面（以下「本件請求1」という。）

- (2) 青少年問題協議会又は青少年健全育成審議会等（以下「審議会等」という。）に、上記(1)の施策について諮問もしくは報告を行った場合は、その開催の必要を認めてから開催を決定するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、その審議会等の議事録（議事の録音又は録画が存在する場合には、その電磁的記録を含む）、その審議会等の席上において配布された書面等及び資料等、その審議会等の席上で作成もしくは記入された書面等及びこれに類するもの、その審議会等の開催及び議事進行にあたって出席者及び関係者によって作成もしくは記入された書面及びこれに類するもの及び審議会等の終了後に作成された報告書等の記録及び書面（以下「本件請求2」という。）
- (3) 本件記事に記述される「同人イベントの追放政策」について、団体および個人等より千葉県に提出された、当該催事及び施策についての要望書、意見書およびこれらに類する書面（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）の全て（以下「本件請求3」という。）
- (4) 千葉県が本件記事に記述される「同人イベントの追放政策」について、現在仮に同種の事態、懸案、施策を行うことの要望等が発生した場合に参照する手引書、引継書、マニュアル及びこれらに類する全ての書面（以下「本件請求4」という。）

## 2 本件請求に係る行政文書の特定について

実施機関は、異議申立人と次のやりとりを行った結果、「千葉県青少年健全育成条例の解説」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

- (1) 千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号。以下「青少年健全育成条例」という。）の規定は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等を有害図書等として指定し、これらの図書等の青少年への販売等を禁止するものであり、同人イベントの開催を規制するものではなく、実施機関は異議申立人にその旨を説明している。
- (2) 平成23年9月13日、実施機関は、本件請求について異議申立人に対し、平成3年の同人イベントの中止は幕張メッセが決定したことであり、平成6年の青少年健全育成条例改正は同人イベントの追放を目的としたものではないことを伝えた。

また、本件請求の本旨を確認したところ、異議申立人は、当時の同人イベントに対して県が行った行政指導に係る文書、開催に当たって県に提出された苦情に係る文書の開示を求めるとのことであったが、そのような文書は保有していないことを

伝えた。

以上のやりとりから、実施機関は、同人イベントの追放政策とは、平成6年の青少年健全育成条例の改正により、同人イベントの開催に対して県の行った施策、行政指導であると判断した。

また、異議申立人に、その後、同人イベントが開催されたことによる苦情の有無について問われたため、把握していないと回答した。

- (3) すると、異議申立人は、同人イベントが開催される場合に参照するマニュアルや青少年健全育成条例の逐条解説を本件請求のうち本件請求4の関連として請求したいとのことであった。

そこで、平成23年9月15日、実施機関は異議申立人に対し、本件請求に係る行政文書は本件対象文書が該当となることを伝えたところ、納得を得られた。

### 3 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、青少年健全育成条例の構成や条文ごとの解説、関係法規を取りまとめたものである。

### 4 異議申立ての理由について

実施機関は、次の理由により本件対象文書以外の本件請求に係る行政文書を保有していない。

本件請求1の請求内容については、上記2(2)のやりとりから、平成6年の青少年健全育成条例の改正により、同人イベントの開催に対して県の行った施策及び行政指導と判断したが、青少年健全育成条例の改正は、同人イベントの開催を規制するものではないため、そのような施策、行政指導は行っておらず、文書も作成及び保有していない。

本件請求2については、当該施策が存在しないため、青少年問題協議会に諮問又は報告した行政文書を保有していない。

本件請求3については、当該催事及び施策についての要望書等を取得した記録はなく、要望書等に回答した行政文書も作成していない。

本件請求4については、青少年健全育成条例の規定は同人イベントの開催を規制するものではないため、本件対象文書以外の手引書等は作成及び保有していない。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2のとおりである。

なお、本件記事は、第三者が作成したホームページに掲載された幕張メッセに関する記事であり、「1994年春に青少年健全育成条例の有害図書の追放条例が大幅に強化され、事実上、『同人イベントの追放政策』を実施」との本件記事の記述から、本件請求1、本件請求3及び本件請求4において「同人イベントの追放政策」という文言が引用されている。

## 2 青少年健全育成条例について

- (1) 青少年健全育成条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的としており、必要な環境の整備として、優良興行及び優良図書等の推奨等を定め、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止として、有害図書等の指定及び販売等の禁止、みだらな性行為等の禁止等を定めている。
- (2) そして、青少年健全育成条例は、有害図書等を販売する自動販売機の設置台数が急増する等、青少年を取り巻く社会環境の悪化が見られ、青少年の健全な育成に著しい悪影響が認められたことから、平成6年に改正され、有害図書等に指定できる対象物の拡大、有害図書等の包括指定方式の導入、自動販売業者への規制強化等がなされた。

この改正のうち、有害図書等に指定できる対象物の拡大とは、図書等の定義として、書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ又は録音盤に、「その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」を加えるというもので、パソコンやゲーム機等を使用して映像や音声再生されるもの等を想定している。

また、有害図書等の包括指定方式とは、書籍又は雑誌で卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページの数、当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの等、青少年にとって有害な内容が一定の基準以上に達しているものについては、実施機関が個別に審査して指定することなく、自動的に有害図書等とするという制度である。

なお、有害図書等については、平成6年当時の青少年健全育成条例第10条第3項の規定は、「何人も、青少年に対し、有害図書等の販売等をしてはならない」としており、同条例第11条第1項の規定は、「図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、有害図書等の陳列場所を営業所の屋内の容易に監視することができる一定の場所に設けなければならない」としており、また、同条例第15条第1項の規定は、「自動販売業者は、その設置する自動販売機に有害図書等を収納してはならない」としている。

### 3 本件対象文書以外の本件請求に係る行政文書の不存在について

異議申立人は、一般的な行政実務を考えると、本件対象文書のみで円滑な施策及び各種事務が行えるとは到底考えられず、著しく不自然であると主張している。これに対し、実施機関は、本件対象文書以外の本件請求に係る行政文書を保有していないと説明していることから、次のとおり本件対象文書以外の本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

#### (1) 本件請求1及び本件請求2について

ア 上記1の本件記事の記述から、本件請求1は、平成6年の青少年健全育成条例の改正で有害図書の規制が大幅に強化され、事実上実施されたとされる同人イベントの追放政策に関して作成した行政文書の開示を、本件請求2は、当該同人イベントの追放政策について、千葉県青少年問題協議会等に諮問又は報告した場合における行政文書の開示を請求しているものと認められる。

なお、上記同人イベントとは、上記第2の2(2)より、東京国際展示場において「コミックマーケット」の名称で毎年2回開催されている同人誌を頒布するイベント又はそれに準ずるイベントであると認められる。

イ 実施機関の説明によれば、青少年健全育成条例の改正は同人イベントの開催を規制するものではないことから、同人イベントの開催に対する施策及び行政指導は行っていないため、本件請求1に係る行政文書の作成及び保有をしておらず、また、当該施策が存在しないため、本件請求2に係る行政文書を保有していないとのことである。

ウ 平成6年の青少年健全育成条例の改正は、上記2(2)のとおり、図書等の販売方法の規制に関するものであり、同人イベントの開催そのものが直ちに規制されるものではないと認められること、さらに、同人イベントは、上記アのとおり、同

人誌を頒布するイベントであり、その内容から直ちに違法性があるとは認められないことを踏まえると、同人イベントの開催に対する施策及び行政指導は行っていないため本件請求1に係る行政文書の作成及び保有をしていない旨並びに当該施策が存在しないため本件請求2に係る行政文書を保有していない旨の実施機関のいずれの説明にも特段不合理な点は認められない。

エ また、当審査会において、念のため本件請求1及び本件請求2に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、異議申立人が現に同人イベントが幕張メッセで開催されていることが確認できないと主張する点を踏まえ、青少年健全育成条例を所管する県民生活課に加えて、幕張メッセを所管する経済政策課まで探索範囲を広げて確認を求めたところ、実施機関から書庫を探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

オ 以上のことから、実施機関は本件請求1及び本件請求2に係る行政文書を保有していないと認められる。

## (2) 本件請求3について

ア 本件請求3は、上記1の本件記事の記述から、平成6年の青少年健全育成条例の改正で有害図書規制が大幅に強化され、事実上実施されたとされる同人イベントの追放政策について収受した要望書等の行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 実施機関の説明によれば、当該催事及び施策についての要望書等を取得した記録はなく、要望書等に回答した行政文書も作成していないとのことである。

ウ 平成6年における行政文書の保存期間に関して、千葉県文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号）第43条第1項で、別表第4に定める基準に従い、永年、10年、5年、3年及び1年の種別によるものとし、当審査会において、本件請求3に係る行政文書の保存区分について実施機関に確認したところ、別表第4の「請願及び陳情に関する文書」に該当するものとして5年とされていた。また、同訓令には、行政文書の廃棄記録に関する規定はなかった。

エ そうすると、仮に同人イベントの追放政策に係る要望書等を収受していたとしても、保存期間満了に伴い廃棄済みと認められ、当該催事及び施策についての要望書等を取得した記録はない旨の実施機関の説明に不合理な点はない。

オ また、当審査会において、念のため本件請求3に係る行政文書として特定すべ



き文書の存否について、上記(1)エと同様に、青少年健全育成条例を所管する県民生活課に加えて、幕張メッセを所管する経済政策課まで探索範囲を広げて確認を求めたところ、実施機関から書庫を探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

カ 以上のことから、実施機関は本件請求3に係る行政文書を保有していないと認められる。

(3) 本件請求4について

ア 本件請求4は、上記1の本件記事の記述から、平成6年の青少年健全育成条例の改正で有害図書規制が大幅に強化され、事実上実施されたとされる同人イベントの追放政策について、実施機関が現在仮に同種の事態、懸案、施策を行うことの要望等が発生した場合に参照する手引書、引継書、マニュアル等の行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 実施機関の説明によれば、青少年健全育成条例の規定は同人イベントの開催を規制するものではないため本件対象文書以外の手引書等の作成及び保有をしていないとのことである。

ウ 青少年健全育成条例の内容は、上記2(1)のとおりであることから、同人イベントの開催そのものが直ちに規制されるものではないと認められる。

エ しかし、青少年健全育成条例の規定は、上記ウのとおり、同人イベントの開催そのものが直ちに規制されるものではないと認められるにもかかわらず、実施機関は青少年健全育成条例の解説である本件対象文書を本件請求4に係る行政文書として特定していることから、以下検討する。

実施機関においては、開示請求者に対して、条例第30条の規定により行政文書の特定に資する情報の提供等の適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて開示請求に係る行政文書の範囲を確認すべきことが求められていると言うべきであり、そのような確認が行われた場合には、開示請求書の記載内容及び当該確認に基づいて合理的に理解し得る範囲において開示請求に係る行政文書を特定すべきである。

実施機関の説明によれば、青少年健全育成条例の規定は同人イベントの開催を規制するものではないこと等を異議申立人に伝えたところ、同人イベントが開催される場合に参照するマニュアルや本件対象文書を本件請求4の関連として請求

したいと申出があり、同人イベントの開催を規制するものではないものの、本件対象文書を特定し、本件決定を行ったとのことであり、開示請求書の記載内容及び異議申立人に対する確認に基づいて合理的に理解し得る範囲において本件対象文書を特定したものと認められる。

オ よって、同人イベントは、上記(1)アのとおり、同人誌を頒布するイベントであり、その内容から直ちに違法性があるとは認められないことも踏まえると、青少年健全育成条例の規定は同人イベントの開催を規制するものではないため本件対象文書以外の手引書等の作成及び保有をしていない旨の実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

カ また、当審査会において、念のため本件請求4に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、上記(1)エと同様に、青少年健全育成条例を所管する県民生活課に加えて、幕張メッセを所管する経済政策課まで探索範囲を広げて確認を求めたところ、実施機関から書庫を探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

キ 以上のことから、実施機関は本件請求4に係る行政文書を本件対象文書以外に保有していないと認められる。

#### 4 不開示決定について

本件請求は、本件請求1から本件請求4までの事項を請求内容としていることから、これらの事項に係る行政文書をそれぞれ特定した上で、開示決定等を行う必要がある。

しかし、本件決定は、上記第3の2(3)のとおり、本件請求4に係る行政文書のみを特定し開示決定を行ったものであるから、本件請求に対する措置としては本件決定だけでは不十分である。

すなわち、実施機関は、本件請求1から本件請求3までの事項の開示決定等を行う必要がある。そして、これらの事項については、上記3(1)及び(2)のとおり、実施機関は行政文書を保有していないと認められる。

したがって、実施機関は、改めて行政文書を保有していないとして行政文書不開示決定をすべきである。

#### 5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関は、本件請求1から本件請求3までの事項について、改めて開示請求に係る行政文書を保有していないとして行政文書不開示決定をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1月10日	諮問書の受理
平成24年 4月 2日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 5月17日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 7月30日	審議
平成25年 9月17日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成25年10月22日	審議
平成25年12月24日	審議
平成26年 1月28日	審議
平成26年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順：平成26年2月25日現在)